

市更相には行ったけど、施設へと

単なる寝場所相談で行き、アパート生活希望を伝えられず

二段ベッドの夜間宿所がり、生活保護の活用で豊かに入

困窮状態にあるとはいえ、生活の主人公は自分です。意思表示を！

相談目的を明確に

朝、いつものようにビラを配っていると、声を掛けられました。

「市更相に行って相談をしたら、天六の一時保護所（二保）にいつて、6ヶ月施設に入ったらどうかと勧められた。アパートで生活したいので断ってきた」

「どこか体の調子が悪いところあるの」と聞くと、「そうでもない」

普通に、居宅保護の相談をすれば、なんらかの特別な事情がない限り、今の市更相で施設入所を勧められるはずがないので、「どういうふう相談した？」と相談状況を聞いてみました。

「とりあえず、寝場所に困っていることを言った」

2階の受付の段階では、とりあえずそれでもいいわけです。ただ、相談室ではもう少し、具体的な希望を伝える必要があります。

「アパートで生活したい、ということは伝えましたか？」

「いや、どういっていいかわからなかったから、いわずに

た。」

市更相の相談員としては、寝場所に困っているという相談を受けたものの、本人から今後の生活について具体的な考えが伝えられなかった。「とりあえず、施設に入ってもらって、食事・寝場所を提供した上で、次の生活のことをゆっくり考えてもらおう」と判断したものと思われま。

市更相へ相談に行く人が、すべて自分の思いをうまく伝えられる人ばかりというわけではないので、市更相の相談員には、人の話をよく聞き、本人の本当の希望を汲み取って、対応を考えることが望まれます。一方、相談する側にも、自分の今後の生活についての考えを、率直に伝える努力が求められます。

相談事というのは、双方の考えの、情報の、やりとりがあって、結論が導き出されるものだから。

これまでに、何人かから、「今日、市更相に行ってみるわ」、「相談に行くけど、後、応援してや」という声がかかったことがあります。

その度に、「アパートで生活したい」とはつきり伝えることが肝心、そう伝えて話にならなかったら、2回目は手伝うから、

と、返事しているのですが、幸いにして、今のところ、ダメだったから2回目、どうにかして、といいに來られた人はありません。

一回目市更相で断られて、「あんな頼りない奴に相談しても」と、あきらめたという可能性は考えられます。

しかし、「うまくいった」、「アパートに入って、定額給付金ももらえた」という報告を、これも、何人かから受けていますので、意思表示をハッキリすれば、希望通り居宅保護を受けられる、ということになっていくように思っています。

さて、冒頭の施設入所を勧められた人のことですが、一度断られていくから、2回目は手伝う、ということにはなりません。

なぜなら、アパートで生活したいという意味を、ハッキリ伝えて断られたわけではないからです。

本人の意思がハッキリしないから、施設入所を勧められたのであって、何も対応しないと断られたわけではない。居宅保護希望の意思を伝えれば、希望通りになる可能性はまだあるわけです。

それぞれの生活の主人公は、各人自身です。誰かが、人生を肩代わりすることが出来るはずもありません。私に、居宅保護希望を伝えられるのであれば、市更相の相談員にも伝えられるはずですよ。

少し説教臭くなりましたが、そう伝えて、もう一度、市更相へ一人で行ってもらうことにしました。勿論、次もうまく伝えられなかった、伝えただけどうまういかなかった、ということであれば、役に立つかどうか分かりませんが、お手伝いするつもりでいます。

「定額給付金の取扱い」のおしらせ。 西成労働福祉センター・労働福祉係が配布中のビラ紹介。

定額給付金の申請をされていない方にお知らせをします。(定額給付金の申請期限は、大阪市は11月2日です。また、大阪市以外の市町村については、もう少し早いと思われる。) 大阪府以外については、もう少し早いと思われる。

西成労働福祉センターでは、定額給付金申請の相談および保管については、9月30日(水)までとします。

また、9月30日(水)以前に、西成労働福祉センターに届いている定額給付金申請書については、すべて大阪市および各市町村へ返送をいたします。

10月1日(木)以降は、定額給付金の申請書を預かることができませんのでご注意ください。

10月1日(木)以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。

西成区以外の方は、各区役所および各市町村へ相談をおこなってください。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所(市更相)は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。「手引き書—生活保護は怖くない」(無料配布中)

不動産屋さん紹介(気軽に相談を。しかし、真剣に)

※ 双葉商事さん(電話06・6561・4392)

鶴見橋商店街の奥(西の端)。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん(電話06・6658・8888)

26号線花園交差点、イズミヤの南6~7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物(部屋)を2~3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。